押印を求める手続の見直しのための文部科学省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百七十五号

押印を求める手続の見直しのための文部科学省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十七条第十一項、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八条の七第六項、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十三条第七項、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十九条第六項、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二十二条第六項及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十九条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「にその」を「に、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

一　日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）第八条第一項

二　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）附則第八条第一項

三　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第十四条第一項

四　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第十一条第一項

五　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）第十一条第一項

六　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）第六条第一項

附　則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一

内閣総理大臣　菅　　義偉

押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百七十六号

押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十七条第四項、家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第九条及び国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十八条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁業登録令の一部改正）

第一条　漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「左に」を「次に」に、「記載し、申請人がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第二十三条の見出しを「（添付書面に代わるもの）」に改め、同条第一項中「申請書にその第三者が署名押印した」を「その第三者が申請書に当該同意又は承諾をした旨及びその氏名又は名称を記載した」に、「添附する」を「添付する」に改める。

第五十一条第三項を削る。

（家畜商法施行令の一部改正）

第二条　家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「を記載して申請人が記名押印した」を「並びに申請人の氏名を記載した」に改める。

（国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令の一部改正）

第三条　国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「にその」を「に、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

附　則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎

内閣総理大臣　菅　　義偉

外務公務員法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百七十七号

外務公務員法施行令の一部を改正する政令

内閣は、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十七条第三項及び第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

外務公務員法施行令（昭和二十七年政令第四百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「記載し、申請者が署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第九条第二項中「記載し、審査請求人が署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第十九条第三項中「が署名押印しなければ」を「の氏名を記載しなければ」に改める。

附　則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

外務大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　菅　　義偉